

建物を解体する場合は 届け出が必要です

建物を解体する場合は、市への届け出が必要です。各届出書は提出先窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。



届け出の種類 ▶ 問い合わせ ① **建築指導課** ☎0287(62)7169 ② **課税課** ☎0287(62)7366

建設リサイクル法の届け出

床面積の合計が80㎡以上の建物を解体する場合など、建設リサイクル法の対象工事となる場合は、工事着手の7日前までに届出書の提出が必要です。



市ホームページ

▶ 提出先 **建築指導課**

建築基準法の除却届

建て替えを伴わない解体工事を行う場合で、工事部分が10㎡を超える場合は、建築基準法に基づき、工事着手前に建築物除却届の提出が必要です。

※届け出は、施工業者が行います。

家屋滅失届

所有している建物を解体した場合は、固定資産税に関わるため家屋滅失届を提出してください。

※解体した年の12月31日までに滅失登記が完了している場合、届け出は不要です。
※解体した年の翌年以降に提出したときは、滅失日を確認できる書類が必要な場合があります。

▶ 提出先 **課税課**、**総務課**、**総務課**

解体工事を発注するときの注意事項

解体工事業者を選ぶときは

- 解体工事は、建設業法に基づく許可業者が解体工事の登録業者しかできませんので、必ず国土交通省や栃木県のホームページで許可または登録状況を確認してください。
- 解体工事業者から、工事の概要の説明を事前に受けてから契約してください。



廃棄物は適正に処分しましょう

- 建物にある不要な家電、家具などは、解体工事の施工前に適正に処分しましょう。放置した場合、解体工事業者とのトラブルの原因になりますので、種別に応じた許可業者に依頼して適正に処理を行ってください。

▶ 問い合わせ **廃棄物対策課** ☎0287(62)7301

上下水道の手続きも確認を

上下水道の休廃止やそれに伴う給水装置の改造・撤去、浄化槽の撤去などの手続きについては、事前に**管理課**に確認してください。

▶ 問い合わせ **管理課** ☎0287(37)5213

危険な空き家を解体するための補助金があります

▶ 申し込み・問い合わせ **本都市整備課** ☎0287(62)7162

市では、そのまま放置すれば倒壊などの危険がある空き家(=特定空き家等)を解体するための費用の一部を補助します。

- ▶ **対象** 特定空き家等を解体する所有者
- ▶ **条件** 特定空き家等の全部を解体・撤去すること
市内業者が施工すること
- ▶ **補助額** 経費の2分の1(上限50万円)
※居住誘導区域内は上限70万円。
- ▶ **その他** 特定空き家等に該当するかは、事前調査が必要です。詳細は、**都市整備課**に問い合わせるか、市ホームページを確認してください



解体前



解体後



放課後に集える場所を——

放課後児童クラブってなあに？



仕事などで保護者が家にいない小学生を、放課後や長期休業中に預けることができ、適切な遊びや生活の場を提供するところです。市内には、行政が建物を整備し、運営をNPO法人などが担う公設民営型と、施設整備も運営も民間で行っている民設民営型、2種類の放課後児童クラブがあります。



公設民営の特徴 (市内25施設)

- ・小学校の近くにあり、歩いて行ける
- ・市が施設整備を行う
- ・同じ小学校の児童のみが通う
- ・施設間で同一の保育を提供
- ・年に1回、独自イベントを開催



民設民営の特徴 (市内21施設)

- ・早朝や夜間などの利用が可能
 - ・学校からの送迎付き
 - ・習い事などへの送迎あり
 - ・複数の小学校の児童が通う など
- ※民設民営の特徴は一例であり、各施設によって異なりますので、直接確認してください。



放課後児童クラブの入会 申し込みを忘れずに！

新規・継続

～まもなく来年度分の受け付けが始まります～

- ▶ **対象** 保護者の就労などにより、放課後や長期休業中に留守家庭になる小学生
- ▶ **申込方法**

《**公設民営放課後児童クラブ**》
各小学校の就学時健康診断日以降、各児童クラブに「入会(新規・継続)申込書」「保育を必要とすることを証する書類(就労証明書など)」を提出
※家庭の状況で必要書類が異なります。

《**民設民営放課後児童クラブ**》
各児童クラブで受付期間や必要書類が異なります。詳細は、直接各児童クラブに問い合わせてください



市ホームページに申込方法の詳細や児童クラブの一覧などを掲載していますので、確認してください。



市ホームページ

問い合わせ **子育て支援課** ☎0287(46)5532



放課後児童クラブを利用するためには
入会の申し込みが必要ですよ